

# 告 示

## 埼玉県告示第二百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により都市計画の変更の案を縦覧に供する。

平成三十年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 都市計画の種類

川口都市計画都市再開発の方針

### 二 都市計画を変更する土地の区域

川口都市計画区域の区域

### 三 縦覧場所

埼玉県都市整備部市街地整備課、埼玉県さいたま県土整備事務所、川口市都市整備部都市整備管理課

### 四 縦覧期間

平成三十年三月九日から平成三十年三月二十三日まで